事前に申告が必要か確認をお願いします！

※注意　この表は一般的な例を示しています。
分からない場合は税務課までお問い合わせください。

→ :はい　⇢ :いいえ

令和8年1月1日時点、住所が錦町にありましたか？

⇢ 令和8年1月1日時点の住所がある市町村へ申告が必要かお問い合わせください

令和7年1月1日～令和7年12月31日までの収入状況

年金収入のみ

収入額が400万円を超えていますか？

→ 確定申告が必要です

⇢ 収入額が148万円を超えていますか？
（令和8年1月1日時点で65歳未満は98万円）

⇢ 申告は不要です

→ 扶養控除や医療費控除等追加する控除がありますか？

→ 役場への申告が必要です

⇢ 申告は不要です

給与収入のみ

→ 次のいずれかに該当する方
〇年末調整をしていない
〇年末調整の内容に変更がある
〇2ヵ所以上から給与の支払を受けている
〇追加する控除（扶養控除や医療費控除等）がある
〇給与収入が2千万円を超える

→ 確定申告が必要です

⇢ 申告は不要です

その他

→ 営業・農業・不動産・雑・一時所得等があり、所得金額（収入－経費）より所得控除が多いですか？

→ 役場への申告が必要です

⇢ 確定申告が必要です

→ 給与か公的年金以外（太陽光売電収入も対象です）に20万円を超える所得がありますか？

→ 確定申告が必要です

⇢ 役場への申告が必要です

→ 雑損控除の適用を受けられますか？

→ 確定申告が必要です

→ 非課税収入のみですか？
（遺族年金・障害年金・失業給付金等）

→ 役場への申告が必要です

収入なし

→ 役場への申告が必要です